

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第2号

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

龍ヶ崎地方衛生組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年龍ヶ崎地方衛生組合規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(療養に係る特別休暇の承認基準)</p> <p>第3条 前条において準用する市規則別表第3の18の項及び別表第4の<u>3の項</u>に掲げる休暇の承認は、市規則に定めるもののほか、管理者が別に定める基準に基づき行うものとする。</p>	<p>(療養に係る特別休暇の承認基準)</p> <p>第3条 前条において準用する市規則別表第3の18の項及び別表第4の<u>6の項</u>に掲げる休暇の承認は、市規則に定めるもののほか、管理者が別に定める基準に基づき行うものとする。</p>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。